

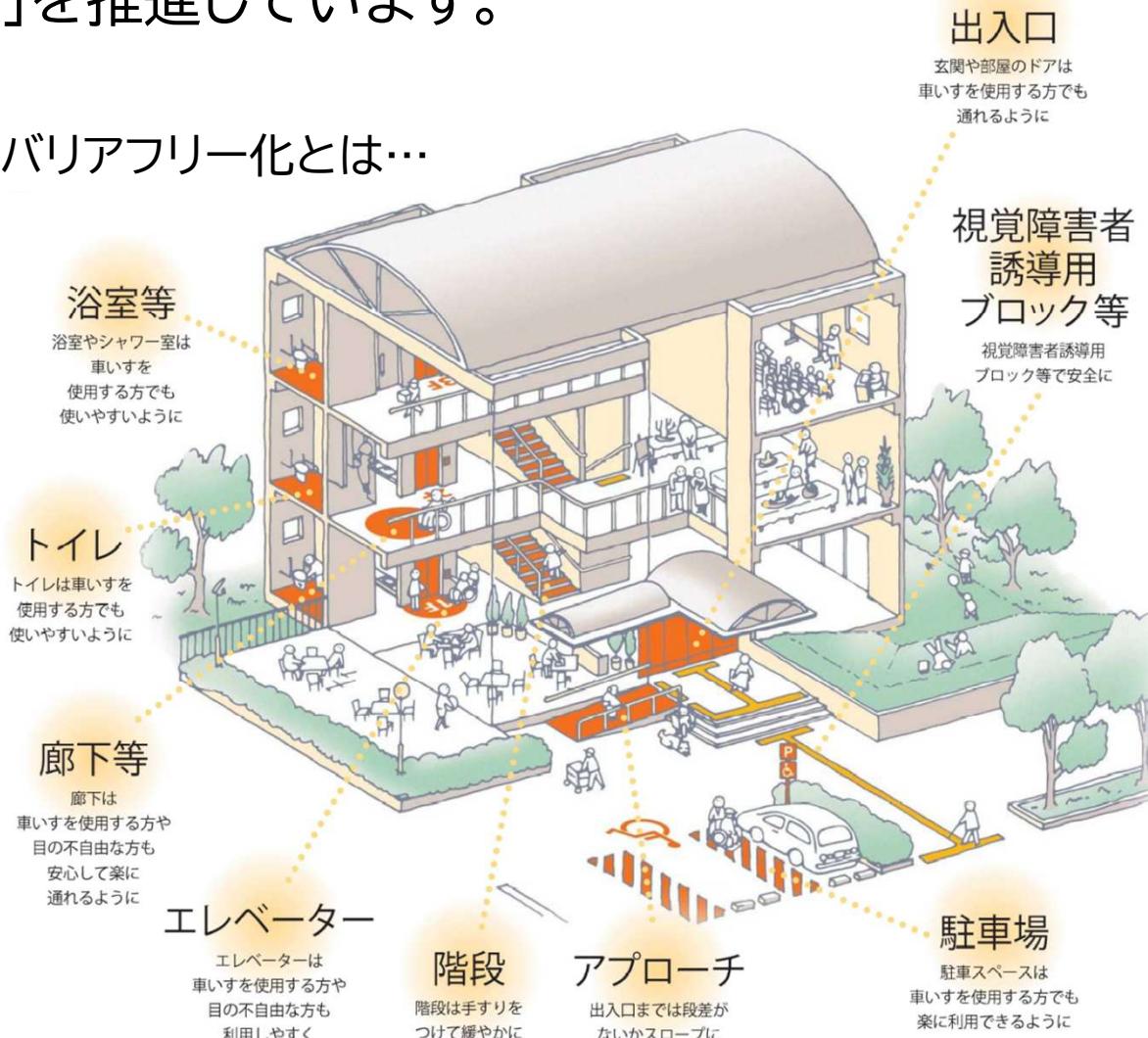
鳥取県における福祉のまちづくり の普及・推進について

鳥取県生活環境部
くらしの安心局
住宅政策課

建築物のバリアフリー化の目的について

鳥取県では、「福祉のまちづくり条例」を定めて建築物のバリアフリー化に取り組むことで、高齢者、障がい者等を取り巻く様々な障壁を取り除く「福祉のまちづくり」を推進しています。

バリアフリー化とは…



バリアフリー法と福祉のまちづくり条例の改正経緯

年度	内容	概要
H6	ハートビル法の制定	建築物のバリアフリー化を努力義務
H8	福祉のまちづくり条例の制定	県独自にバリアフリー化を遵守義務
H14	ハートビル法の改正	2千m ² 以上の建築物はバリアフリー整備を義務付け
H18	バリアフリー法の制定	ハートビル法と交通バリアフリー法を一本化し、道路等もバリアフリー整備の対象に追加
H20	条例の全部改正	法に基づく条例に改正したことにより、建築確認において、バリアフリー基準への適合性を審査（施行5年経過後に基準を見直し）
H24	条例の一部改正	オストメイトに関する整備基準の見直し
H28	条例の一部改正	東京オリンピックを見据え、基準を見直し
R3	法の一部改正	公立小中学校のバリアフリー整備を義務付け
R4	条例の一部改正	弱視者への配慮基準追加、UD施設の普及推進を追加
R7	法の一部改正 条例の一部改正	便所、駐車場の整備基準の見直し、劇場等の客席のバリアフリー整備を義務付け

バリアフリー法の概要について

【義務付け対象の建築物】

- ・新築、増改築、用途変更において、バリアフリー基準に適合させなければ建築できない。

床面積: 2,000m²以上

用 途: 特別特定建築物

(不特定多数の者、高齢者・障がい者等が利用する建築物)

※倉庫、戸建て住宅などは対象外

【バリアフリー整備を義務付ける建築物の部分等】

- ・出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター、便所、ホテル旅館の客室、敷地内通路、駐車場、浴室又はシャワー室、劇場等の客席

- ・建築物移動等円滑化経路※

※道等及び車椅子使用者用駐車場から利用居室・劇場等の客席、並びに車椅子使用者用便所から利用居室・劇場等の客席までの経路

【条例により独自にバリアフリー化を推進】

- ・条例では、バリアフリー化を義務付ける特別特定建築物について、

①用途の追加、②2,000m²の引下げ、③バリアフリー基準の付加が可能

特別特定建築物の用途一覧(抜粋)

特別特定建築物の用途の追加

バリアフリー法	条例により追加
特別支援学校、公立小中学校	全ての学校
病院、診療所	法と同じ
劇場、映画館、集会場など	法と同じ
展示場	法と同じ
百貨店、マーケット、コンビニなどの店舗	法と同じ
ホテル、旅館	法と同じ
県庁、市町村役場などの官公署	ガス、電気、電気通信の事業所
なし	共同住宅、寄宿舎、下宿
老人ホーム、福祉ホーム (高齢者、障がい者等が利用)	老人ホーム等(左記以外)、保育所
博物館、美術館又は図書館	法と同じ
公衆便所	法と同じ
なし	自動車教習所、職業訓練校

条例における基準適用面積一覧(主なもの)

特別特定建築物の適用面積の引下げ

特別特定建築物①	適用面積
特別支援学校、幼稚園、小中学校、高校、大学等	すべて
各種学校、専修学校など	500m ²
病院	すべて
診療所	100m ²
劇場、映画館、集会場など	すべて
展示場	500m ²
百貨店、マーケット、コンビニなどの店舗	100m ²
ホテル又は旅館	200m ² かつ10室
県庁、市町村役場等の官公署	すべて
ガス、電気、電気通信の事務所	1,000m ²
共同住宅、寄宿舎、下宿	1,000m ² 又は3階以上かつ500m ² 以上
老人ホーム、保育所、老人福祉など	すべて

条例における基準適用面積一覧(主なものにつづき)

特別特定建築物の適用面積の引下げ

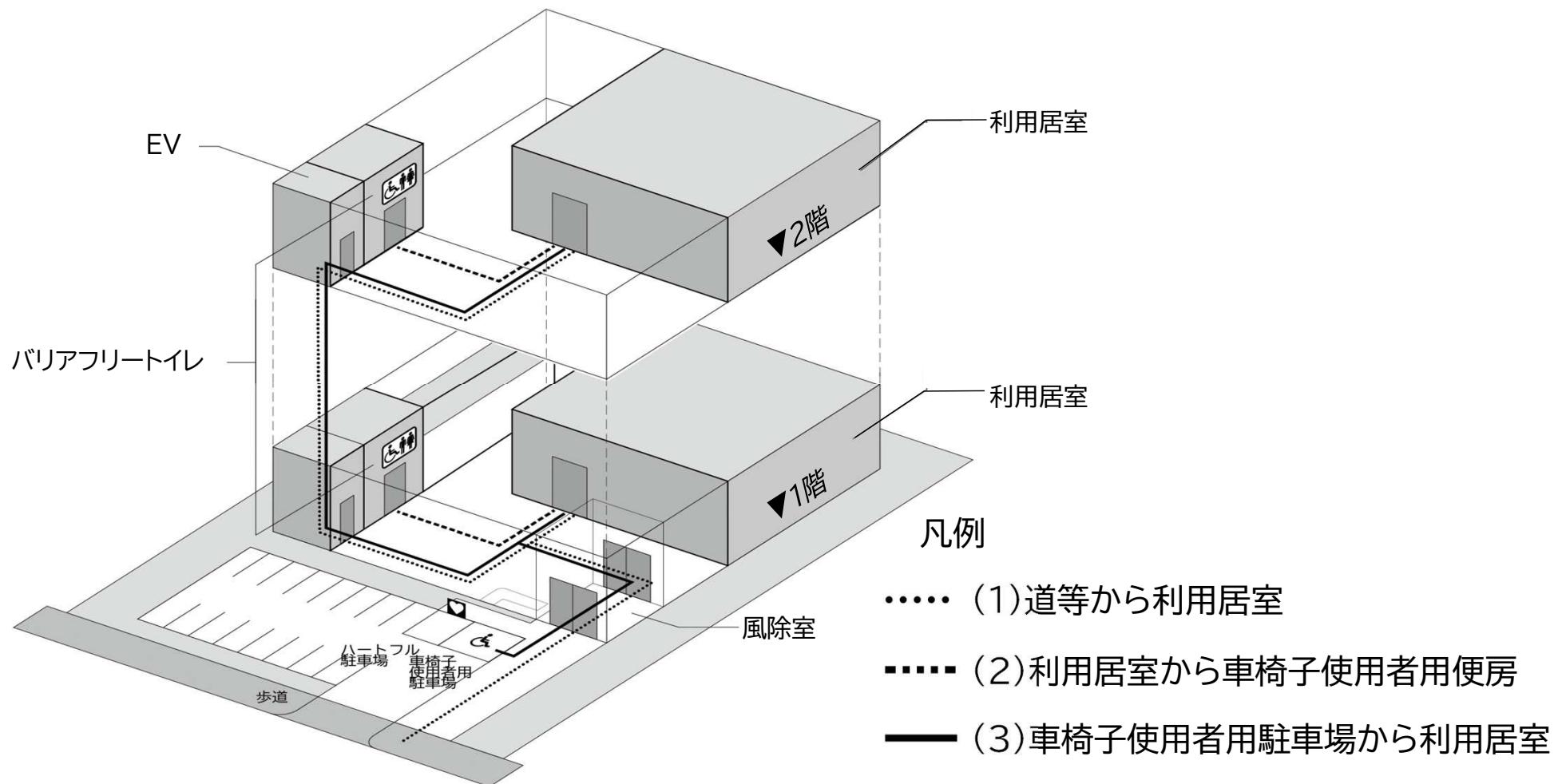
特別特定建築物②	適用面積
公共の体育館、水泳場など	すべて
スポーツジム、ボーリング場など	500m ²
遊技場	1000m ²
博物館、美術館、図書館	すべて
公衆浴場	500m ²
飲食店	100m ²
クリーニング店、コインランドリーなど	50m ²
理髪店、美容院	100m ²
郵便局、銀行	100m ²
自動車教習所、職業訓練校	500m ²
旅客ターミナル	すべて
コインパーキングなど	1,000m ²
公衆便所	すべて

建築物特定施設等の整備基準(抜粋)

バリアフリー法や条例でバリアフリー整備を義務付け出来るのは以下の部分に限られている。

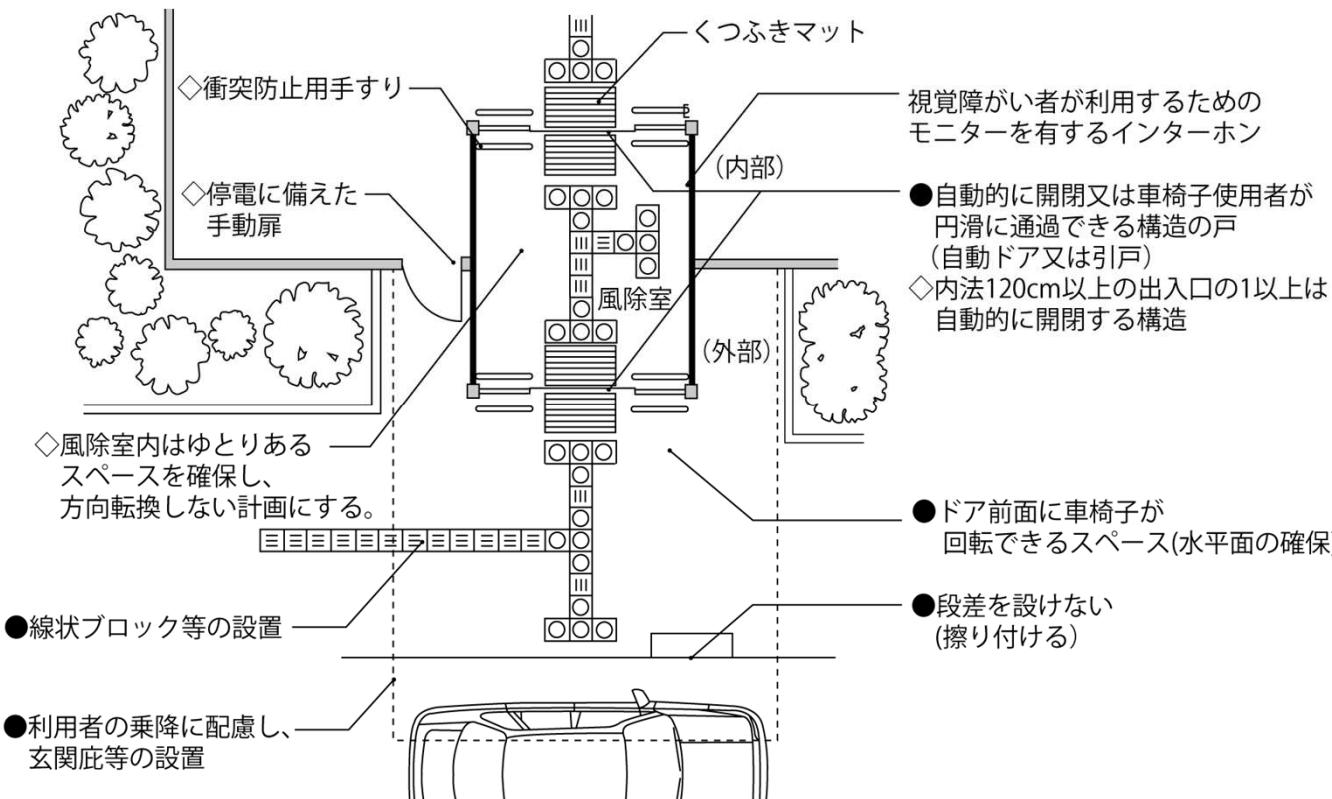
- 1 建築物移動等円滑化経路 〔道等及び車椅子使用者用駐車場から利用居室・劇場等の客席並びに車椅子使用者用便所から利用居室までの経路〕
- 2 出入口
- 3 廊下
- 4 階段
- 5 傾斜路
- 6 エレベーター
- 7 便所
- 8 劇場等の客席
- 9 ホテル、旅館の客室
- 10 共用の浴室、シャワー
- 11 敷地内の通路
- 12 駐車場
- 13 案内設備 (道等から共同住宅の住戸までの経路)
- 14 準移動等円滑化経路

1 建築物移動等円滑化経路(高齢者、障がい者等が円滑に移動できる経路)



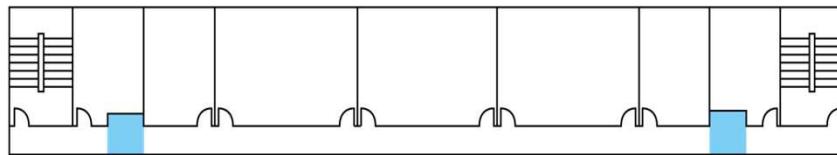
- 移動等円滑化経路に、階段又は段を設ける場合は、傾斜路又はエレベーター等により段差を解消。
- 移動等円滑化経路に「出入口」「廊下」「傾斜路」等を設ける場合は、法と条例で付加したバリアフリー基準に適合。(出入口の有効幅等)

2 出入口



- 玄関の出入口の幅は80cm以上。
- 戸は自動開閉等とし、扉の前後は高低差を設けない。
- 利用居室の出入口の幅は80cm以上。
- 玄関に庇又は屋根を設置。(アーケード面は除く)
- 出入口付近に車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を表示。
- 主たる出入口戸は、自動扉又は引き戸。
- 音声誘導装置の設置。

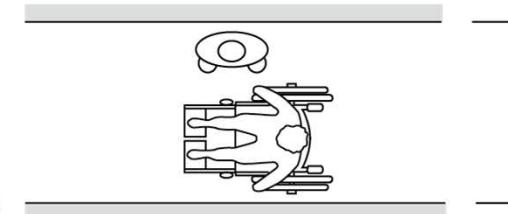
3 廊下



●末端付近 ●50m以内 ●末端付近

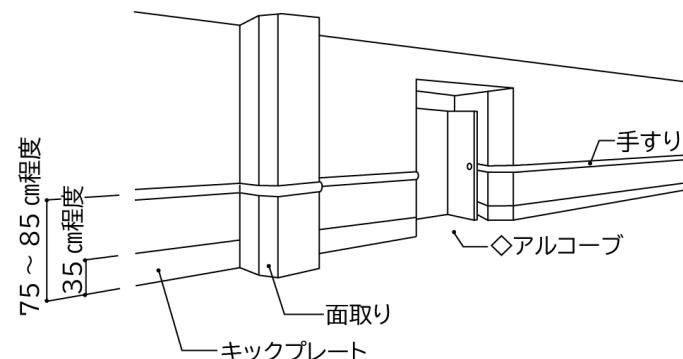
●内法120cm以上
◇内法180cm以上

（廊下等の末端付近及び区間
50m以内ごとに車いすのすれ
違いスペース（180cm角以上）
を設けた場合は140cm以上）

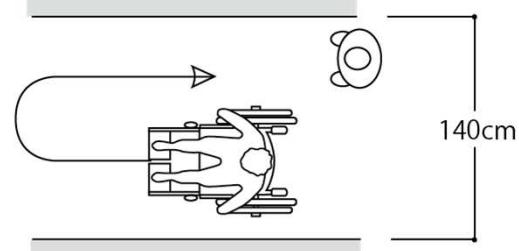


●内法120cm以上

- ・車椅子や松葉杖使用者が通行しやすい寸法
- ・人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法

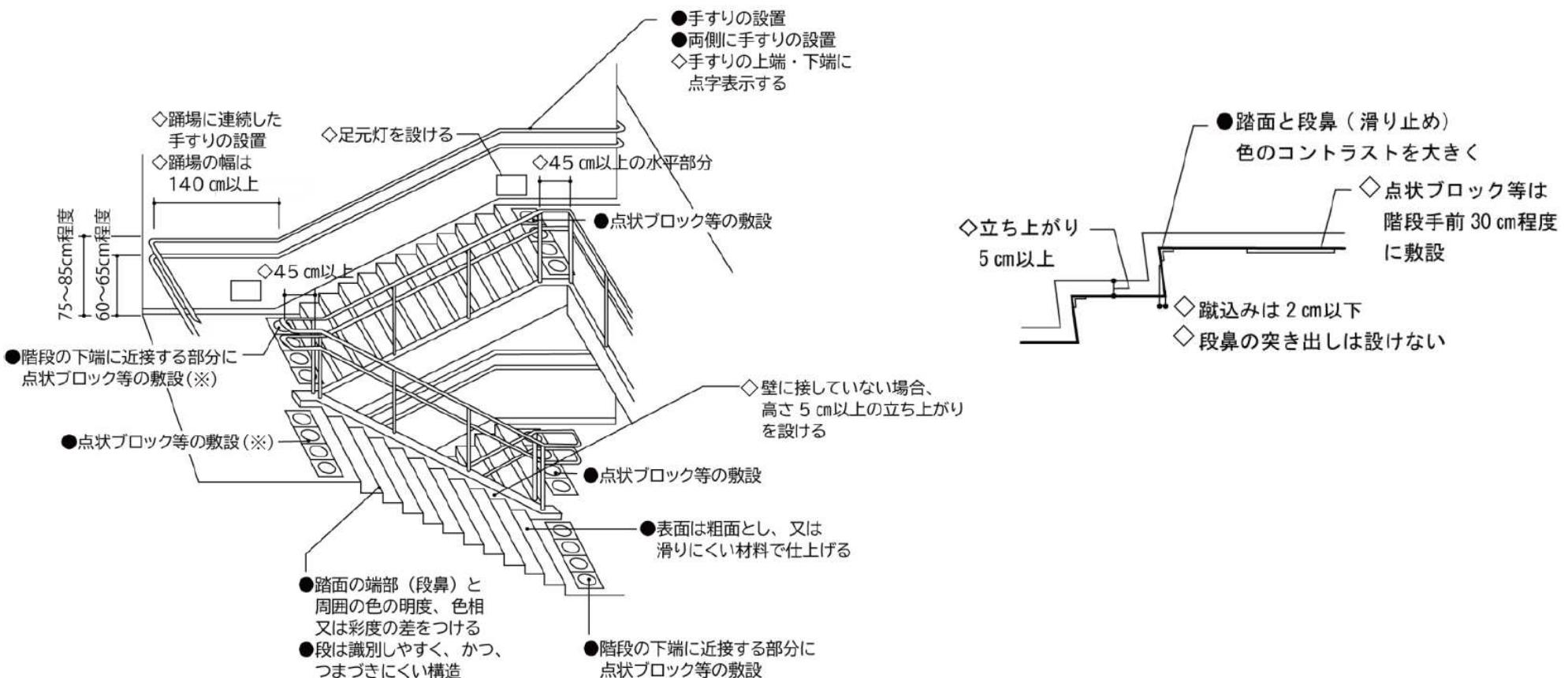


（参考）
幅140cm：車椅子が転回（180°方向転換）できる寸法



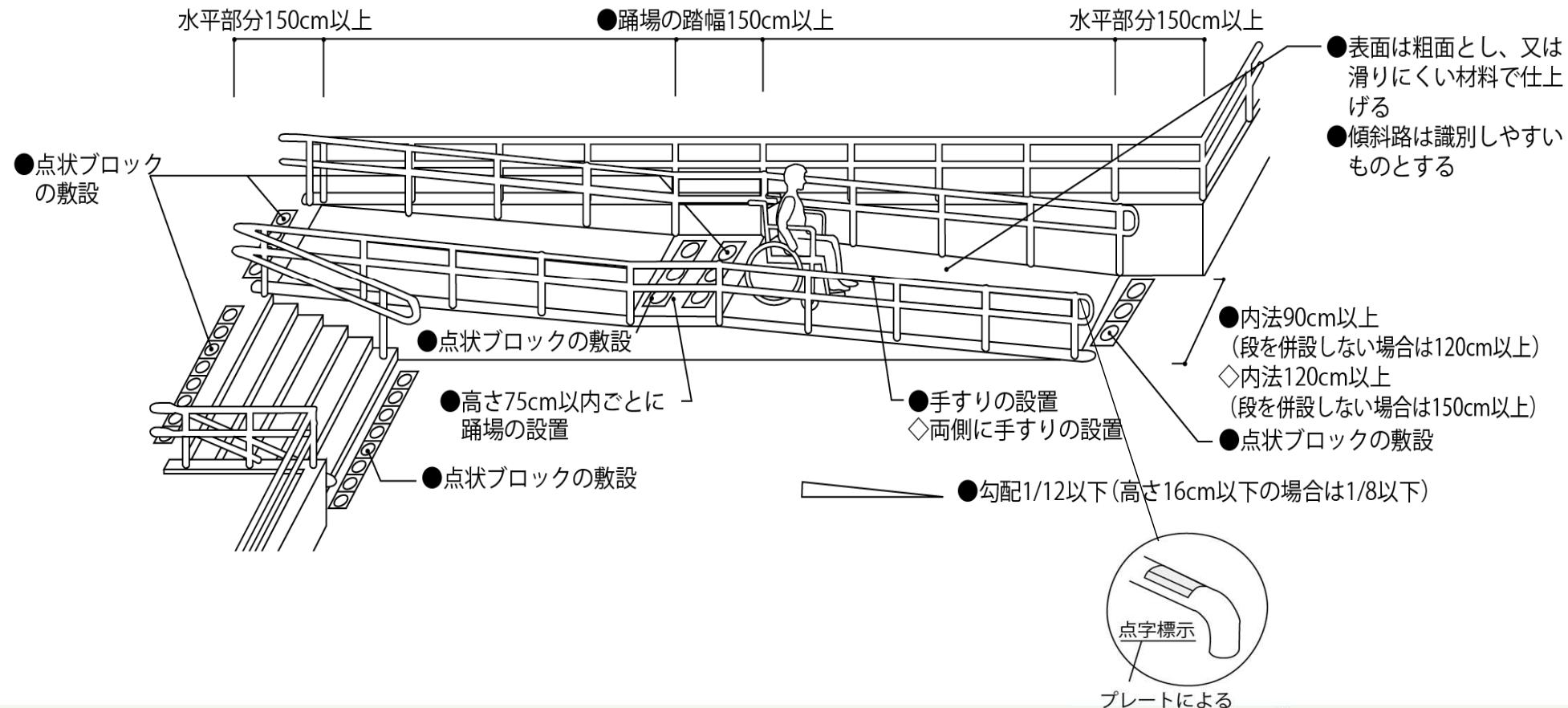
- 床表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 階段又は傾斜路の上端、下端に近接する部分には点状ブロックを設置。
- 必要な照度を確保し、床、壁及び戸は識別しやすい配色。
- 幅は120cm以上。
- 区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所を設ける。
- 廊下等に近接した場所に授乳スペース、託児室を設置。
- 廊下等に高齢者、障がい者等の休憩場所を設置。

4 階段



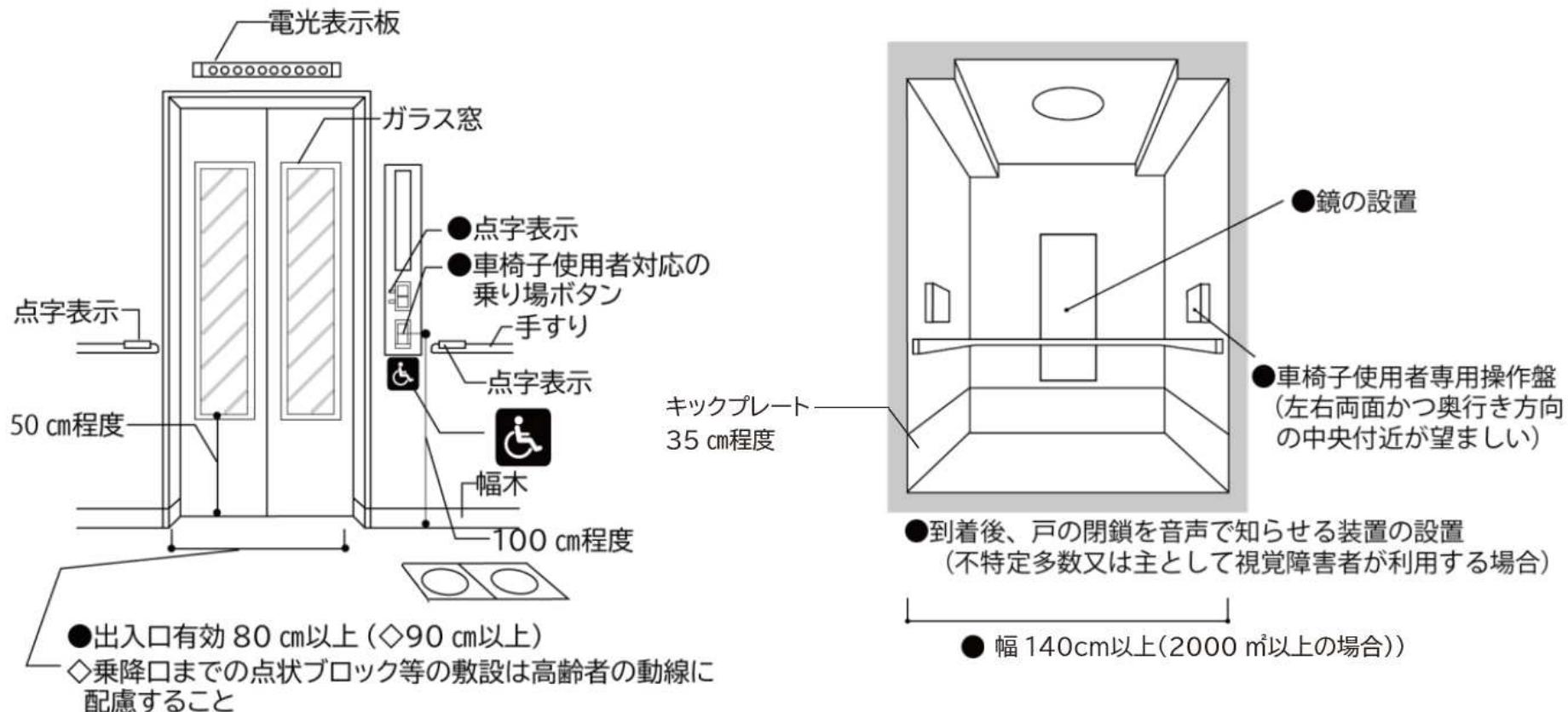
- 両側に手すり。
- 床表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 必要な照度を確保し、床、壁及び戸は識別しやすい配色。
- 段鼻とその周囲は色の明度等で識別しやすくする。
- 段はつまづきにくい形状。
- 階段の上端、下端に近接する部分には点状ブロックを設置。

5 傾斜路



- 手すり。(勾配1/12以下で高さ16cm以下は免除)
- 床表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 幅は120cm以上。(階段に併設する場合は90cm以上)
- 勾配は1/12以下。(高さ16cm以下の場合は1/8以下)
- 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置。(勾配1/20以下は免除)
- 必要な照度を確保し、床、壁及び戸を識別しやすい配色。

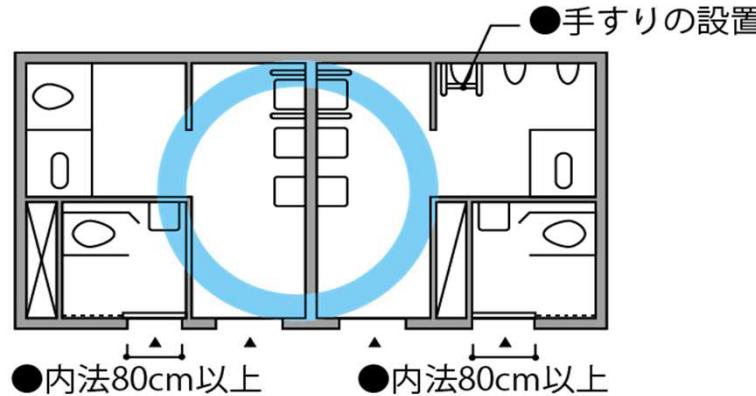
6 エレベーター



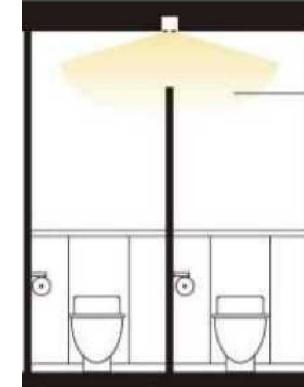
- 出入口の幅は80cm以上。
- 乗降口ビーは高低差がなく、幅・奥行き共に150cm以上。
- 車椅子使用者が利用しやすい位置に操作盤を設置。
- かご内に手すり。
- かごの到着階、出入口戸の閉鎖の音声案内をする。
- 火災時管制運転装置を設置。

7 便所

共用部に
車椅子使用者用便房を設けた例



火災警報装置の例(フラッシュライト)



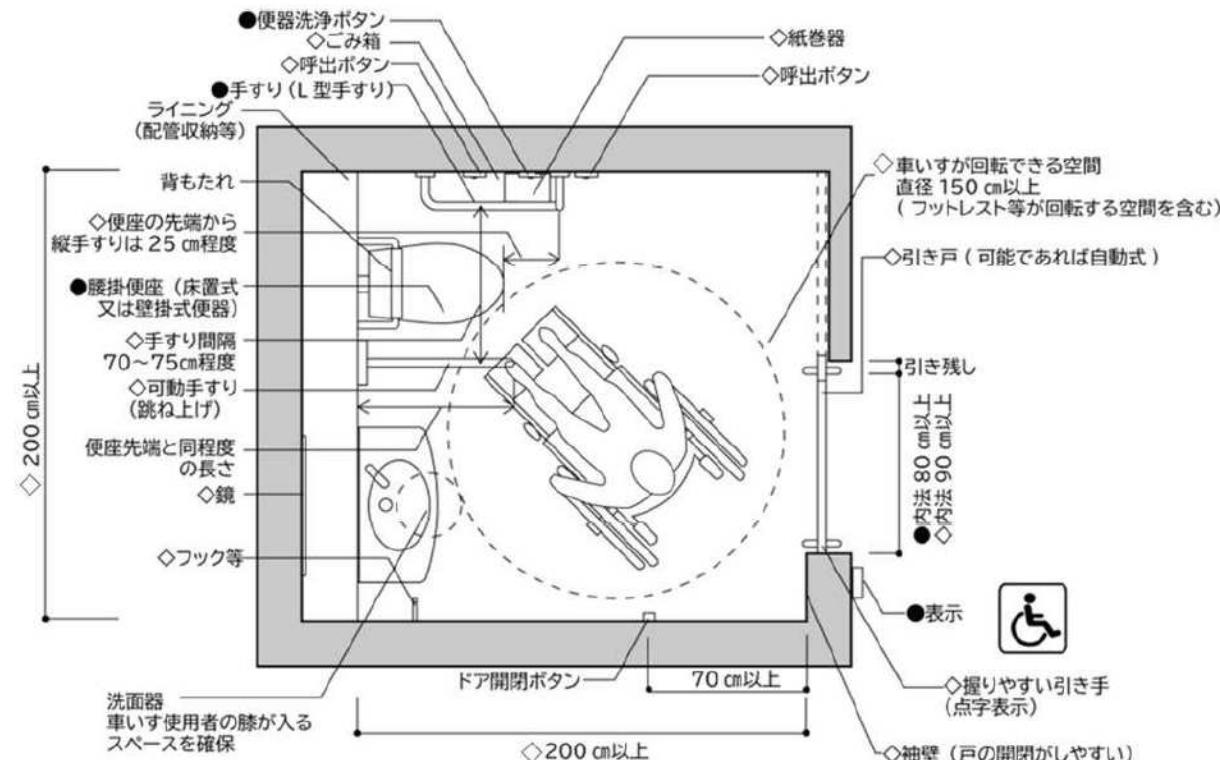
火災警報
装置
(フラッ
シュライト)



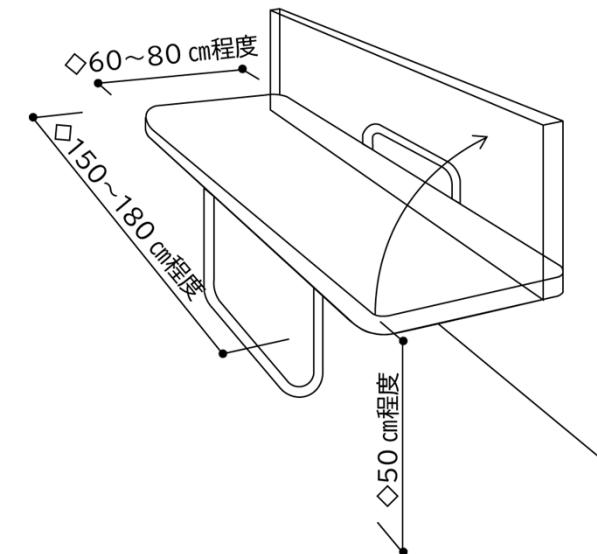
- 床表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 必要な照度を確保し、床、壁及び戸(トイレベース)を識別しやすい配色。
- 手洗い器にレバー式又は自動水栓を1以上設置。
- 車椅子使用者用便房(バリアフリートイレ)以外に、腰掛大便器を1以上設置。
- 小便器には手すりを設け、小便器までの出入口の幅を80cm以上。
- ベビーチェアを1以上設置。
- ベビーベッドを1以上設置。
- オストメイト設備を1以上設置。(一定規模以上の建築物は簡易型不可)
- 聴覚障がい者対応の火災警報装置。(フラッシュライト等)を設置する

7 便所(車椅子使用者用便房)

<車椅子使用者用便房の設置例>



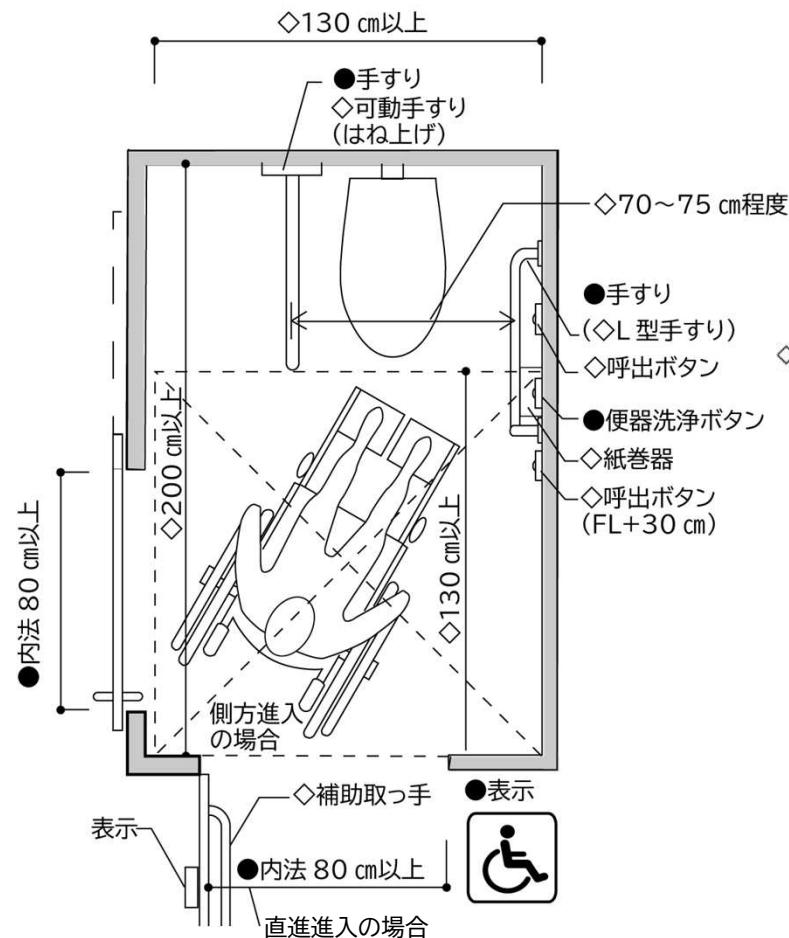
折り畳み大型ベッド



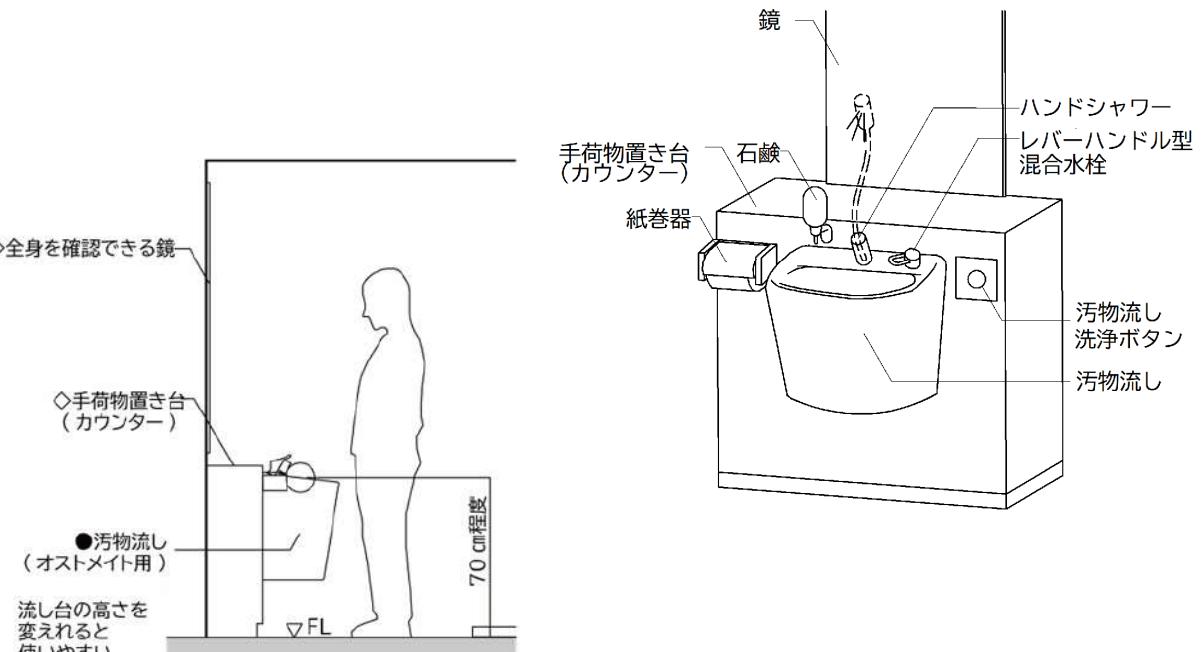
- 高齢者等が利用するトイレを設ける際は、車椅子使用者用を1以上設置。
- 腰掛け便器、手すり等を適切に配置。
- 車椅子で利用できるよう十分な空間を確保する。
- くつべら式、センサー方式の洗浄装置を設置。
- 手洗い器にレバー式又は自動水洗を設置。
- 大型ベッドを設置。

7 便所(機能の分散化)

車椅子使用者用簡易便房の例

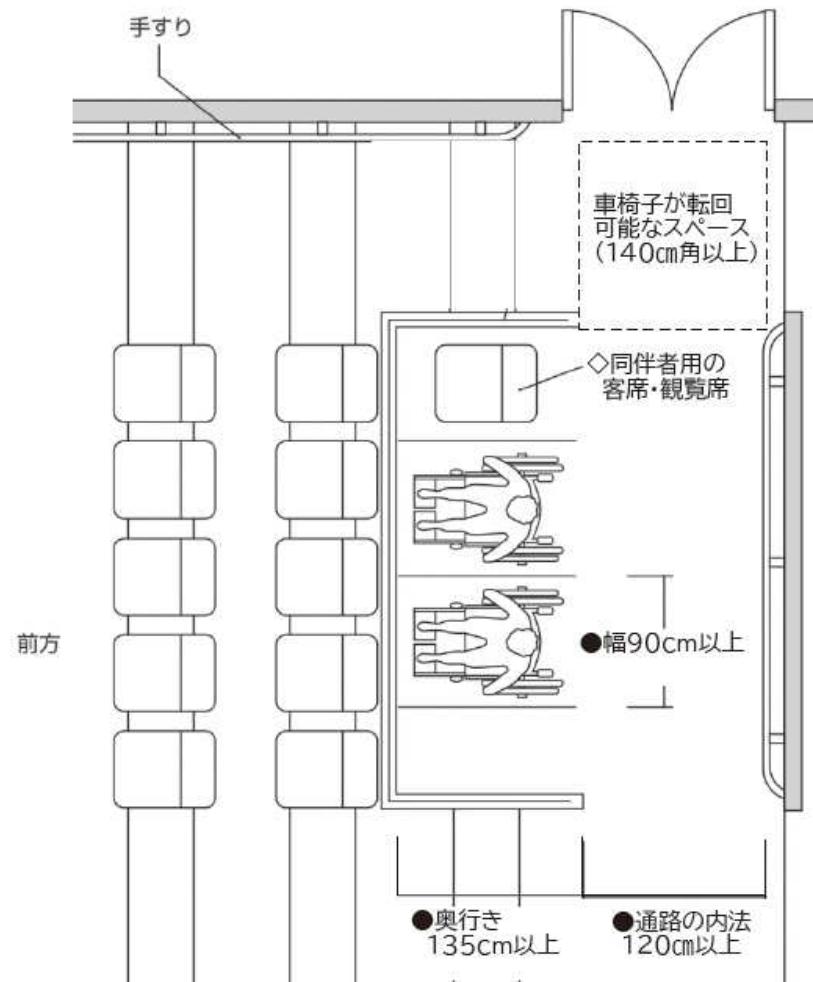


オストメイト用汚物流しの例

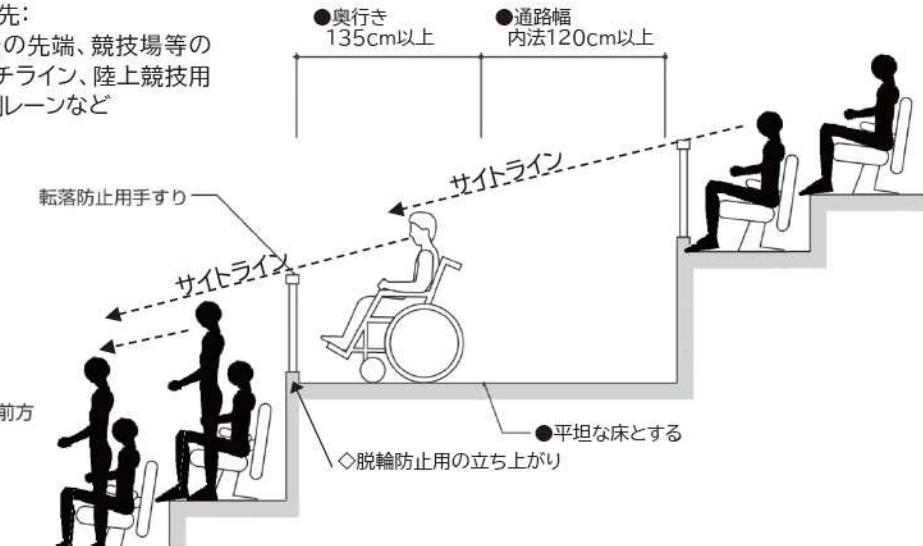


- 車椅子使用者用便房とは別に車椅子使用者用簡易便房1以上設置。(男女の区別がある場合はそれぞれ1以上)
 - オストメイト設備とベビーベッドを1以上づつ設置。(男女の区別がある場合はそれぞれ1以上づつ)

8 劇場等の客席

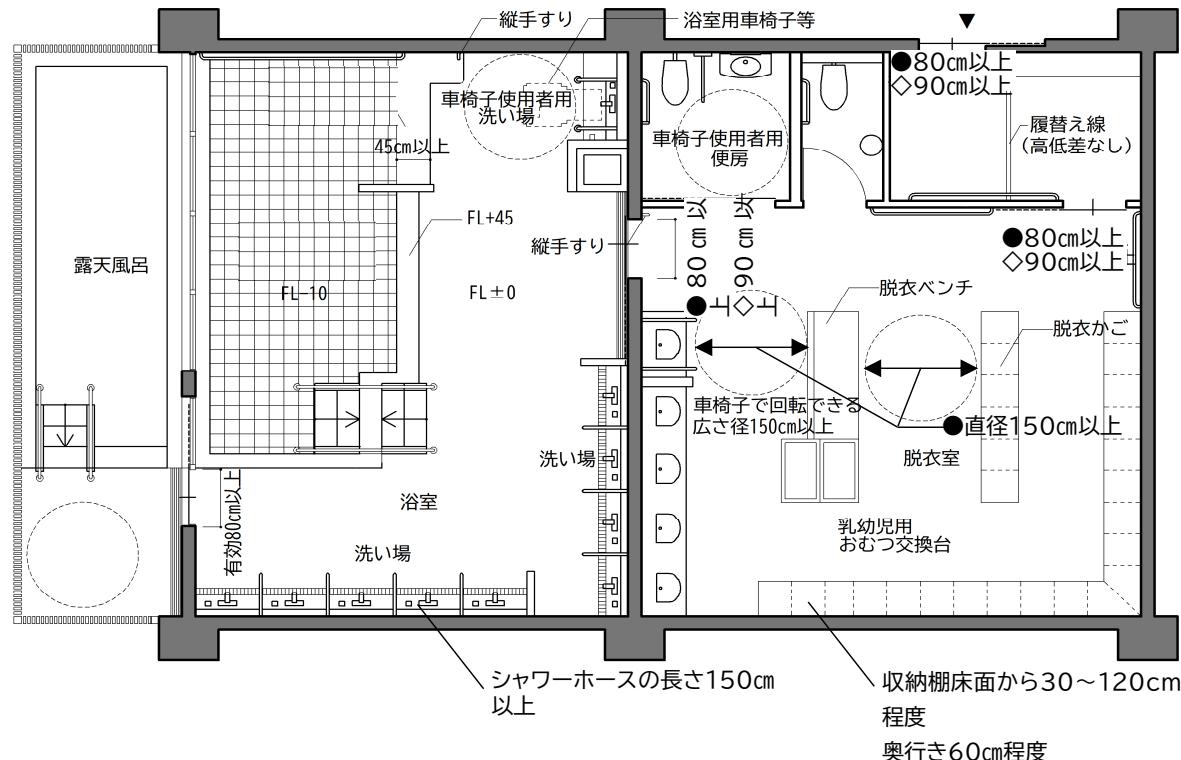


サイトラインの先:
劇場等の舞台の先端、競技場等の
最も近いタッチライン、陸上競技用
トラックの外側レーンなど



- 車椅子使用者用部分は1 につき、幅90cm、奥行き135cm 以上とする。
- 車椅子使用者用部分の床は水平とする。
- 車椅子使用者用部分から道等、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設までの経路を移動円滑化経路とする。

9 共用の浴室又はシャワー室

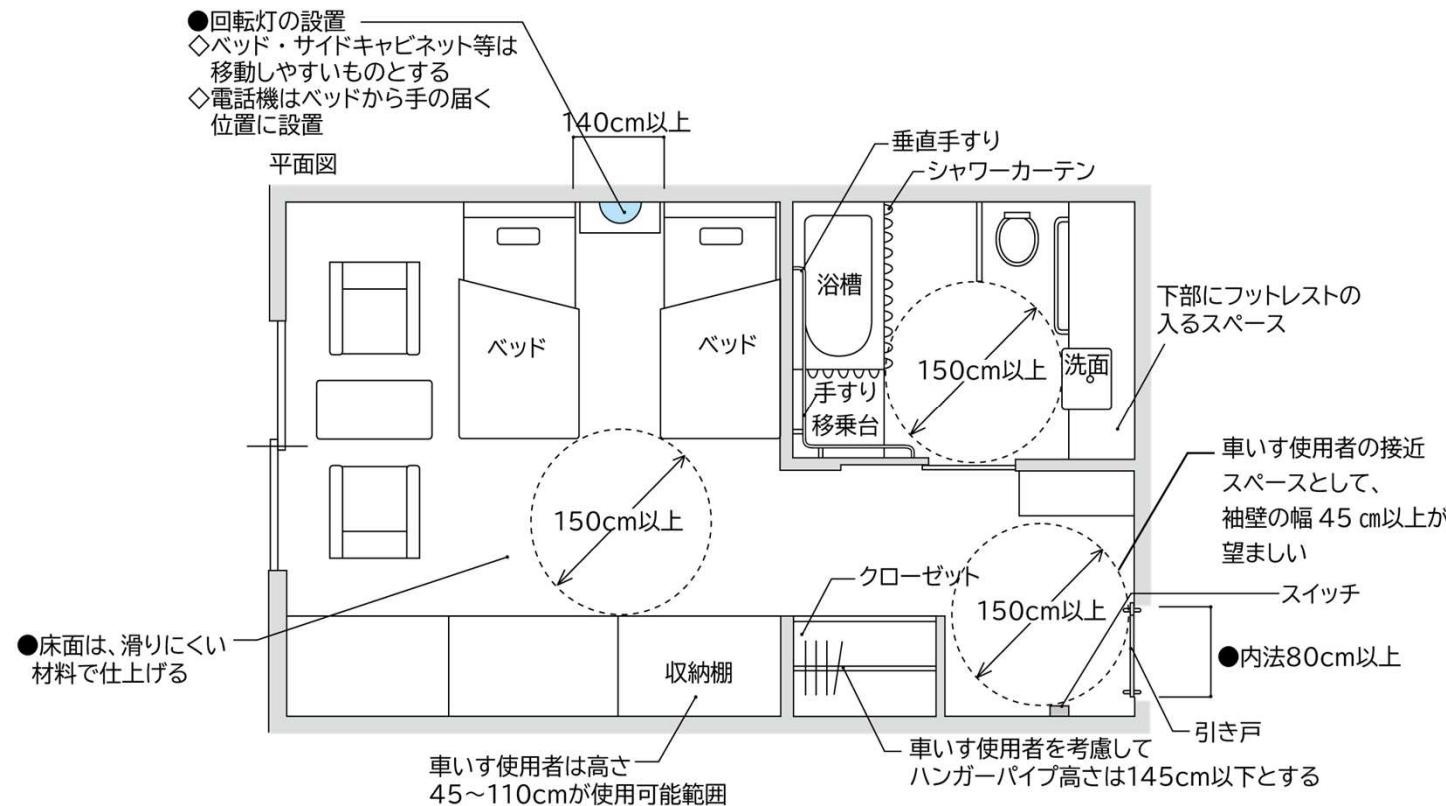


・沿槽まで車椅子でアクセス可能な大浴場
(手すりを整備。入浴は歩行による。)



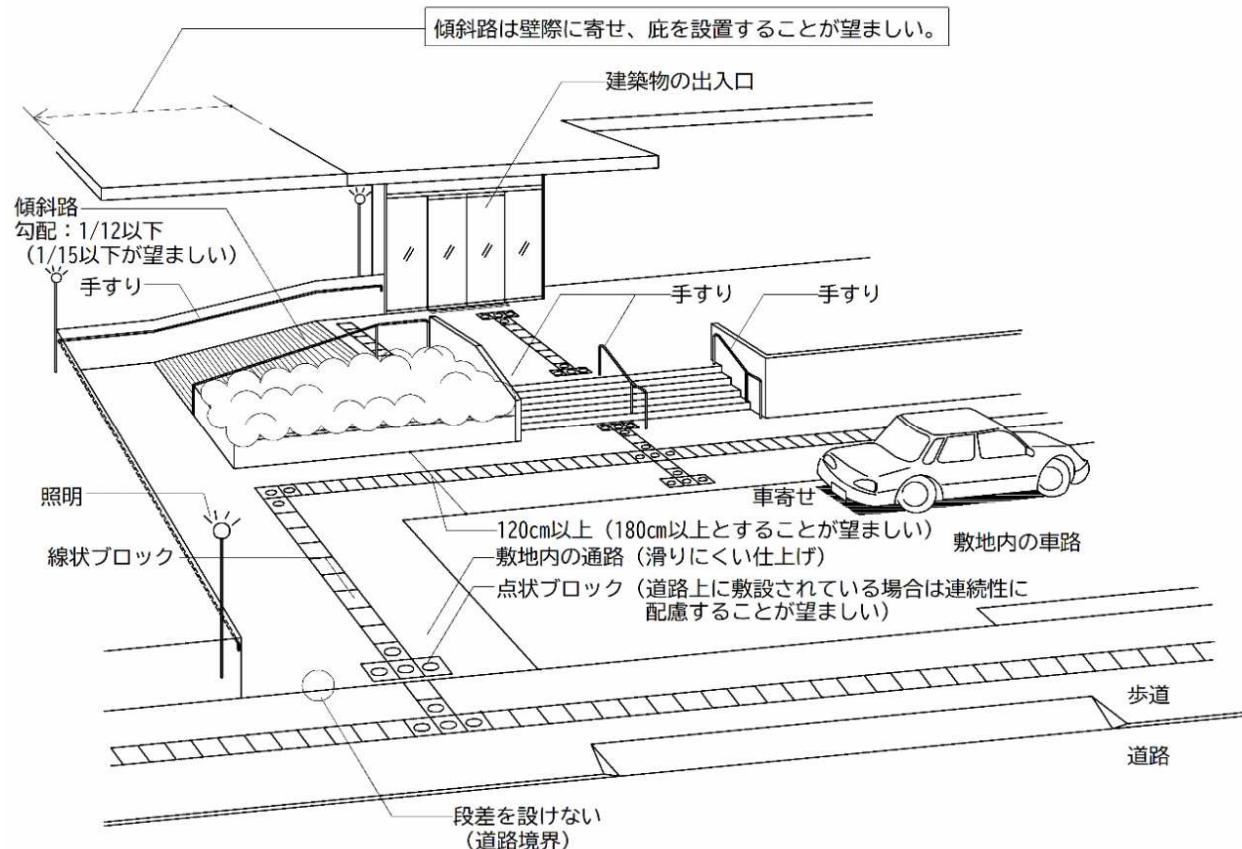
- 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。
- 浴槽及びシャワーを利用するための手すりを適切に設置。
- 洗い場、シャワーの水栓は、自動温度調整器付き混合水栓を設置。
- 浴室用車椅子等の車椅子使用者が円滑に入浴できる設備を1以上設置。
- 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保する。
- 浴室内には通行に支障となる段を設けない。
- 浴槽までの出入口の戸は、引き戸等とし、その幅は80cm以上。

10 ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室



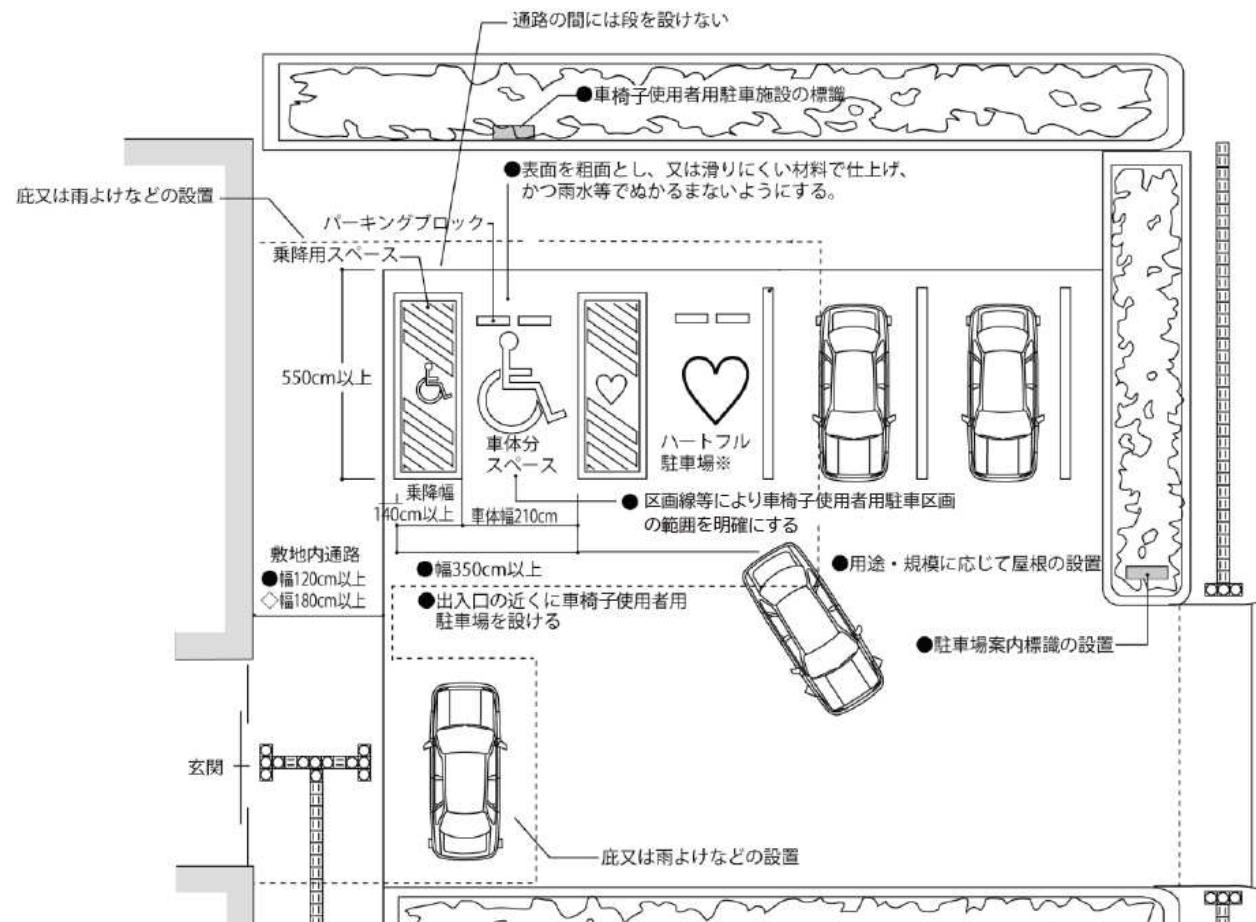
- 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。
- 車椅子で利用できるよう十分な空間を確保する。
- 電話機、コンセント、スイッチ等は車椅子使用者が使いやすい高さとする。
- 車椅子使用者用便房を設置。(出入口は幅80cm以上、戸は自動開閉等で車椅子使用者が通過し易く、扉の前後は高低差を設けない)
- 車椅子使用者用が円滑に利用することができる浴室、シャワーを設置。

11 敷地内の通路



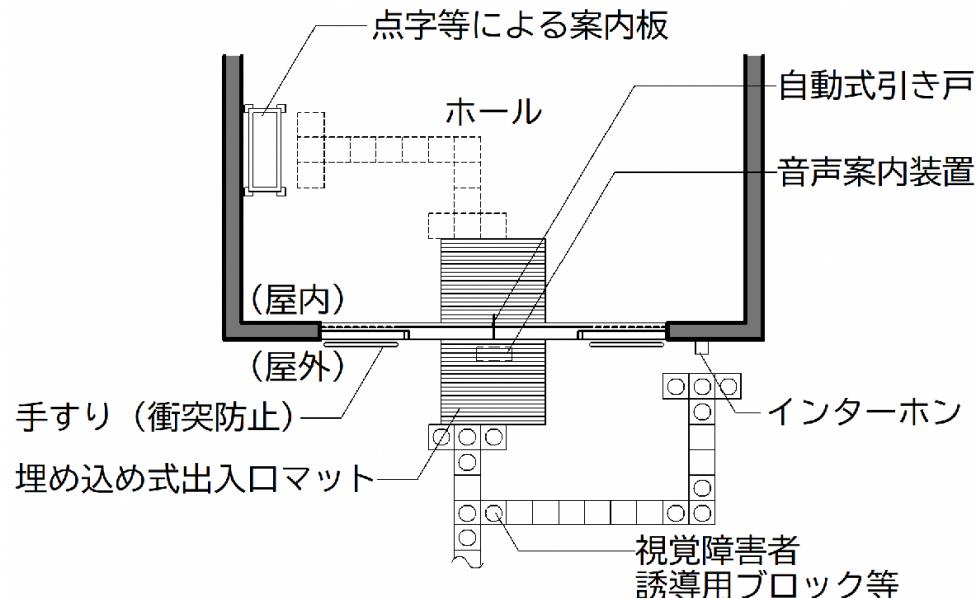
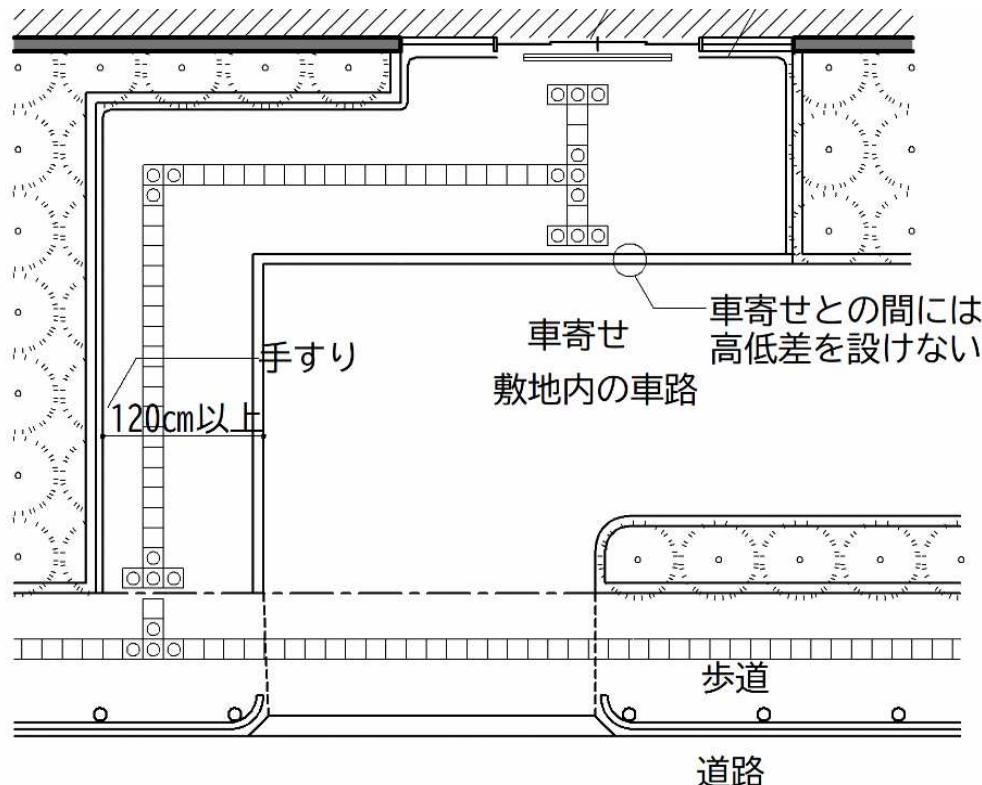
- 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 幅は、120cm以上。
- 戸は自動開閉等で車椅子使用者が通過しやすく、前後に高低差を設けない。
- 通路を横断する排水溝の蓋は、つえ、車椅子の車輪等が落ちないものとする。
- 傾斜路の勾配は1/12以下とし、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置。

12 駐車場(車椅子使用者用駐車施設)



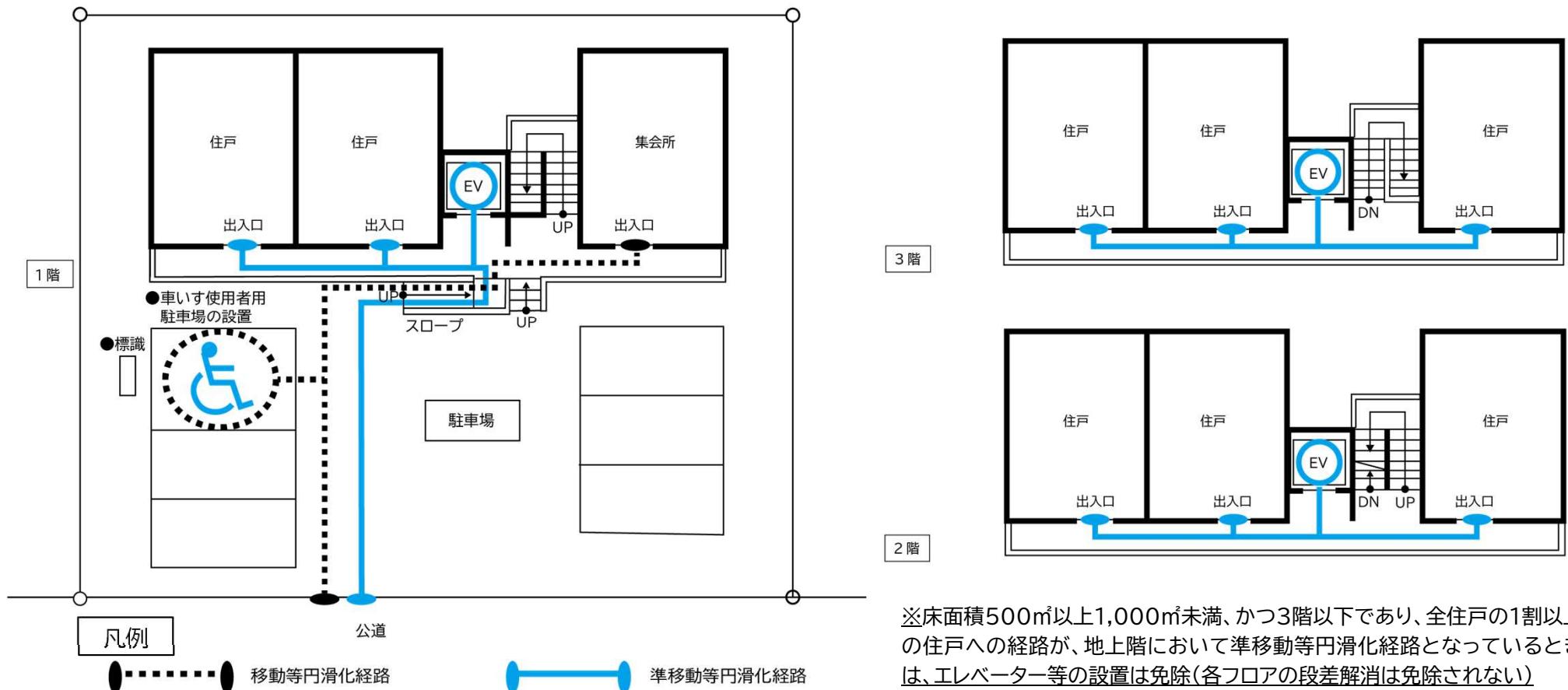
- 幅は350cm以上。
 - 利用居室までの経路が短くなる位置に配置。
 - 表面は滑りにくい材料で仕上げ、かつ雨水等でぬかるみがないこと。
 - 区間線等でその範囲を明確にする。
 - 1以上の車椅子使用者用駐車施設に屋根を設置。

13 案内設備(視覚障害者移動等円滑化経路)



- 道等から案内所又は視覚障がい者のための案内設備までの経路は、1以上に視覚障がい者誘導用ブロックを敷設。
- 案内設備等の設置義務が生じない場合も、道等から建築物の出入口までの経路の1以上に視覚障がい者誘導用ブロックを敷設。
- 道等に視覚障がい者誘導用ブロック等が敷設されているときは、敷地内の視覚障がい者誘導用ブロック等を接続する。

14 準移動等円滑化経路(共同住宅)



※床面積500m²以上1,000m²未満、かつ3階以下であり、全住戸の1割以上の住戸への経路が、地上階において準移動等円滑化経路となっているときは、エレベーター等の設置は免除(各フロアの段差解消は免除されない)

○3階かつ床面積の合計が500m²以上1,000m²未満又は1,000m²以上の共同住宅は、各住戸までの経路のうち、1以上を準移動等円滑化経路とする。
※準移動等円滑化経路の設定は、移動等円滑化経路に準じたもので、「各住戸の玄関を含む出入口」、「廊下等」、「傾斜路」、「エレベーター」、「敷地内通路」等を整備の対象とする。

弱視者に配慮した整備基準



- 廊下、階段、傾斜路、便所は照明などにより、通行に支障が生じない明るさを確保する。
- 床面、壁面、及び出入口(トイレベース、ライニングも含む)は、その存在を認識しやすいよう、それぞれ色のコントラスト等を大きくする。

令和7年度施行の法改正の概要

便所、劇場等の客席、駐車場に係る バリアフリー基準の見直しについて

令和6年11月
国土交通省 住宅局
参事官(建築企画担当)付

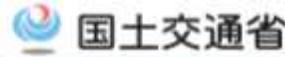


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

便所、劇場等の客席、駐車場の整備基準の見直し

令和7年度施行の法改正の概要(①便所に係る基準)

【義務基準】便所の設置基準について(政令第14条第1項)



- 不特定多数の者等が利用する便所は、原則、不特定多数の者等が利用する階の数以上を設ける。
- その設置にあたっては、管理運営方法などを勘案し、その利用に支障が生じない位置に設ける。

	ケース1 (標準的な場合)	ケース2 (従業員専用階がある場合)
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ		
階数	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

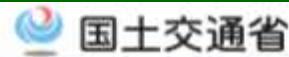
【義務基準】不特定多数の者等が利用する階から除外する階(政令第14条第1項)



- 以下の階は、不特定多数の者等が利用する階から除外する。
 - ① 地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近（近接）にある階
 - ② 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階
 - ③ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階
 - ④ ②、③のほか、管理運営上やむを得ない階

令和7年度施行の法改正の概要(①便所に係る基準)

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について(政令第14条第2項)



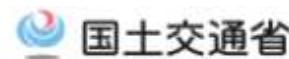
- 車椅子使用者用便房は、原則、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1箇所以上を設ける。
- ただし、以下の場合を除く。
 - ① 地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合
 - ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合
 - ③ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000m²未満の階(小規模階)を有する場合
 - ④ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000m²超の階(大規模階)を有する場合

	ケース1	ケース2 (便所のない階がある場合)	ケース3 (①の場合)	ケース4 (②の場合)
車椅子使用者用便房の設置イメージ			 (例) サービスエリアなど	 →②の場合は、1階と3階に車椅子マークと一般利用マークが並んでいます。
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	3	2	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	5以上	3以上	2以上	5以上

⇒③については、現行の整備基準(対象建築物には1以上)を維持するため条例改正済。

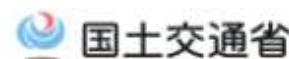
令和7年度施行の法改正の概要(②劇場に係る基準)

【義務基準】車椅子使用者用部分の設置基準について(政令第15条)



- 劇場等の客席における車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。
 - ① 座席の数が400以下の場合 2以上
 - ② 座席の数が401以上の場合 0.5%以上
- 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を各客席に設ける。

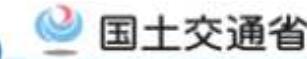
【義務基準】車椅子使用者用部分の構造について(政令第19条)



- 車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、90cm以上とすること。
 - ・奥行きは、135cm以上とすること。
 - ・床は、平らとすること。
- 客席の出入口から車椅子使用者部分までの経路を移動等円滑化経路（政令19条）とする。

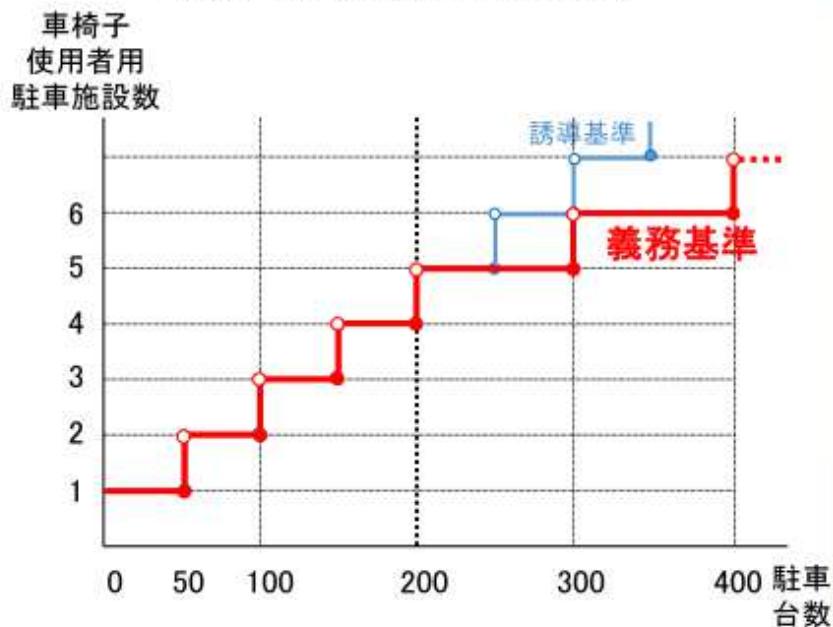
令和7年度施行の法改正の概要(③駐車場に係る基準)

【義務基準】車椅子使用者用駐車施設の設置基準について(政令第18条第1項)



- 不特定多数の者等が利用する駐車場には、原則、駐車施設の数に対する割合で定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
 - ① 駐車施設の総数が200以下の場合 2%以上
 - ② 駐車施設の総数が201以上の場合 1%+2以上
- 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数を算定する。

<義務基準と誘導基準の比較>



複数の駐車場を設ける場合	
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	<p>図中には建築物があり、その周囲に4つの駐車場が配置されています。駐車場①(90台)、駐車場②(60台)、駐車場③(70台)、駐車場④(80台)と名づけられています。各駐車場内には車椅子マークの青い駐車券が示されています。</p>
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数 $90 + 60 + 70 + 80 = 300$ 台 $300 \text{台} \times 1\% + 2 = 5$ 台 ※駐車場①～④での配置は任意